

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年6月25日(月) 午前9時30分から

2. 開催場所 尾之間支所 3階 第3委員会室

3. 出席委員(23人)

会長	1番	鎌田	秀久	君
農業委員	2番	牧	優作郎	君
	3番	牧	潤三	君
	5番	平田	耕作	君
	6番	岩川	原造	君
	7番	内田	政人	君
	8番	黒葛原	洋子	君
	9番	安藤	清浩	君
	10番	亀割	義一	君
	11番	大角	千名美	君
	12番	岩川	亜希子	君
	13番	上山	竜太	君
	14番	神宮司	守昭	君

推進委員	◎	渡邊	浩	君
	◎	日高	伸作	君
	◎	大堀	裕介	君
	◎	浜田	芳郎	君
	◎	山田	博昭	君
	◎	楠	忠久	君
	◎	川崎	太一	君
	◎	田中	三九雄	君
	◎	白川	満秀	君
	◎	備	邦雄	君

4. 欠席委員(1人)

欠席者	4番	西橋	豊啓	君
-----	----	----	----	---

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第15号 農用地利用集積計画について

議案第16号 非農地証明願について

6. 農業委員会事務局職員

係長	川東	卓磨
主事	岩川	篤也
相談員	西田	博隆

7, 概要

事務局 (川東 卓磨君)

おはようございます。本日は事務局長が公務出張の為欠席です。4番委員の西橋豊啓委員も公務出張の為欠席でございます。

ただ今より平成30年度第3回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員会憲章朗唱は4番委員の西橋豊啓委員にお願い致します。

憲章朗唱 (4番委員)

お座り下さい。

会長あいさつ。

会長 (鎌田 秀久君)

改めまして 皆さんおはようございます。

梅雨の末期を思わせる雨が続いておりますが、まだしばらくこの雨は続くと思われます。皆さんの圃場の管理、あるいは用水路等の管理に注意を払っていただきたいと思います。

先月の末に全国の農業委員会会長大会がございましたが、その折森山先生にお会いした時に、相続未登記の農地関係の方向性については、手続きを簡単にして20年まで貸借ができるという方向性は見えております。今年中には細かい規定ができて施行されるのではないかとということでした。そのことに関連して『所有権もどうにかできないか。』という質問をしたら、『日本という国は誰が使っているかではなく、誰の所有かを大事にするからね。』というお言葉でしたが、今後そういうところまで踏み込んで見直しがされるのか、気になるところです。

つい先日、中間管理事業の受け皿になっていただいております地域振興公社の評議委員会に出席いたしました。県の振興公社は、前の開発公社がスタートでございますが、そこからカウントして50周年を迎えたところだそうで、公社が管理しているフラワーパーク、大隅公園などで関連をした事業が企画されるということでしたので、皆さん機会がございましたら家族連れでのぞいていただけたらありがたいと思っております。

今月初めには県の農業会議所役員改正の会議がございまして、引き続き私が副会長を務めることになりましたので、日程の調整等みなさんにご協力をいただくということになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは本日の会議録署名委員を14番委員、3番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

議案第13号。農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 (川東 卓磨君)

議案第13号。農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求めます。

整理番号13番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 [] さん ([] 歳)。譲渡人 [] さん ([] 歳)。土地の所在： []、 []、 [] m²。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：タンカンが1月から12月、採草放牧地が1月から12月。事由：規模拡大。権利の設定を受ける者の状況といたしまして、経営面積：所有面積が [] m²。申請人の経験年数：30年。農機具等の保有状況：トラクター・1、油圧ショベル・2、牛・24頭。非耕作地はございません。

事務局（川東 卓磨君）

周辺地域との関係：『特に支障等はないと思います。』ということです。地域との役割分担：『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

この案件につきましては規模拡大を図ろうとするものでございます。申請地は申請人が保有する牛舎の隣接地になります。農機具等の保有状況や経験年数をみても特に問題は無く、農地法第3条第2項の各号に該当しない為許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 13 番について、担当委員さんのご意見をお願いいたします。

14 番（神宮司 守昭君）

5 ページの航空写真をお願いします。譲渡人は ■■■ 歳と高齢で、数年体調を崩しておりましたが今年は全く畑に出られない状態だということです。申請地の右下には牛舎が6 か月ほど前でしたか、許可を受けて牛を飼っております。

譲渡人が受け手を探しておりましたら ■■■ さんが隣接なので自分が引き受けるということで話がまとまったそうです。 以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 13 番について皆さん方からご質問・ご意見いかがでしょう。（「異議ありません。」の声あり）

整理番号 13 番について申請を許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 13 番は申請を許可することに決定いたします。

続きまして整理番号 14 番について事務局から説明をお願いします。

事務局（川東 卓磨君）

整理番号 14 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人 ■■■ さん（■■■ 歳）、譲渡人 ■■■ さん（■■■ 歳）。土地の所在：■■■、■■■、■■■ m²。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：ポンカン・タンカンが1月から12月。事由：経営移譲。権利の移転を受ける者の状況といたしまして経営面積：所有地が ■■■ m²、借地が ■■■ m²、合計 ■■■ m²。申請人の経験年数：0年、妻・0年。農機具等の保有状況：刈払機・3です。非耕作地はございません。

周辺地域との関係：『支障等は特になくと思います。』ということです。地域との役割分担：『集落の共同作業等に全面的に協力いたします。』ということです。

申請人は今年2月に農地を取得し、営農に励んでいるところですが、今回は規模拡大を図るものです。営農計画書等を見ても特に問題は無く農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 7 番について担当委員さんのご意見をお願いいたします。

7 番（内田 政人君）

申請人は2月の定例総会で ■■■ m²を取得して新規就農したところです。先日圃場を見せてもらいましたが、ウンボをいれて進めておりました。今回の申請地はどちらかというと非農地化しておるんですが、今回 ■■■ さんが贈与されて、前向きにとりくんでくれるということです。遊休農地解消につながって非常にありがたいことだと思っております。 以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 14 番についてご質問ございますか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 14 番について許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 14 番は許可することに決定いたします。

続きまして 9 ページです。農地法第 4 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局（川東 卓磨君）

議案第 14 号。農地法第 4 条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があったので議決を求めます。

整理番号 4 番。申請人：[] さん。土地の所在：[]、[]、[] m²。利用状況：畑。第 2 種農地。事由：『現在実家で父と同居しており、申請人が入居する住宅を建築するため。』ということです。転用目的及び事業計画：土地造成の所要面積が [] m²。一般住宅の建築面積が 84 m²、所要面積が [] m²。駐車場の所要面積が [] m²です。

今回の申請は農地区分も第 2 種農地でありますし、転用面積も 500 m²以内であるということ、転用の事業計画・被害防除計画を見ても問題の見られないことから、転用はやむを得ないと思われま。以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 4 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

14 番（神宮司 守昭君）

[] ということですので、白川推進委員のご意見を先にお願ひします。

◎（白川 満秀君）

申請人は 2 カ月ほど前に帰省されております。[] 代です。[] の小さな集落に人が増えるという事で喜んでおります。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 4 番につきまして皆さん方からご質問等いただきます。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 4 番は申請に同意することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 4 番は申請に同意することに決定いたします。

続きまして 15 ページです。議案第 15 号、農用地集積計画について事務局から説明をお願いします。

推進委員の [] さんは議事参与の制限で退出を求めます。

（◎ [] さん 退出）

事務局（川東 卓磨君）

議案第 15 号。農用地利用集積計画について農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規程に基づき農用地利用集積計画について議決を求めます。

整理番号 8 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 [] さん（ [] 歳）、譲渡人 [] さん（ [] 歳）。土地の所在：[]、他 [] 筆。現況地目：すべて畑。3 筆の合計面積：[] m²。すべて農用地区域内です。内容：たんかん。移転時期：平成 30 年 7 月 1 日。対価：[] 円。利用権の移転を受ける者の農業経営の状況等といたしまして、主な経営作物：ポンカン・タンカン・パパイヤ。経営面積：所有面積が [] m²、借地が [] m²、合計で [] m²。従事日数：250 日。農機具等の保有状況：軽トラ・2、動噴・1、草刈機・3、選果機・1 です。

譲受人は 5 月に認定農業者の認定を受けており今回の申請につきましては規模拡大を図るものです。農機具等の保有状況等をもて問題は見られない、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断いたします。以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 8 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

8 番 (黒葛原 洋子君)	<p>譲渡人は農業はほとんどされておりません。お父さんは果樹栽培をされておりました。</p> <p>18 ページの航空写真をお願いします。申請地が■筆連なっておりますが、ここは両脇が尾根になっていて、申請地は窪地になっております。</p> <p>■さんはミカンの栽培にとっても意欲的で、整地に多少お金がかかるかもしれないけどやってみたいということです。</p>
会長 (鎌田 秀久君)	<p>整理番号 8 番について皆さんがたからご質問等いかがでしょう。</p>
11 番 (大角 千名美君)	<p>大変だとは思いますが、やる気がありますので良いことだと思います。</p>
会長 (鎌田 秀久君)	<p>整理番号 8 番について計画を認めることにご異議ございませんか。 (「はい。」の声あり) 整理番号 8 番は計画を認めることに決定いたします。</p>
	<p>(◎ ■さん 着席)</p>
	<p>続きまして整理番号 9 番です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (川東 卓磨君)	<p>整理番号 9 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借。申請人：借人 ■さん (■歳)、貸人 ■さん (■歳)。土地の所在：■、■、■^{m²}。農用地区域内です。内容：甘藷。契約期間：平成 30 年 7 月 1 日から平成 40 年 6 月 30 日までの 10 年間。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：ポンカン・タンカン・バレイショ・甘藷。経営面積：所有地・■^{m²}、借地・■^{m²}、合計 ■^{m²}。従事日数：300 日。農機具等の保有状況：トラクター・3、動噴・2、SS・1、軽トラック・2、草刈機・2 です。</p> <p>借人は大規模な経営を展開する認定農業者であります。経営面積・農機具等の保有状況・計画内容を見ても特に問題は無いため、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断いたします。</p>
会長 (鎌田 秀久君)	<p>整理番号 9 番について担当委員のご意見をお願いいたします。</p>
6 番 (岩川 原造君)	<p>借人は大規模な農業をされています。今まで 10 年間借りていたようで、再契約という形です。問題は無いと思います。</p>
会長 (鎌田 秀久君)	<p>整理番号 9 番についてご質問等ございませんか。 (「ありません。」の声あり) 整理番号 9 番は計画を認めることにご異議ございませんか。 (「はい。」の声あり) 整理番号 9 番は計画を認めることに決定いたします。</p>
	<p>続きまして 22 ページです。 議案第 16 号。非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (川東 卓磨君)	<p>議案第 16 号。非農地証明願いについて次のとおり非農地証明願いがあったので議決を求めます。</p> <p>整理番号 16 番。申請人 ■さん、代理人 ■さん。土地の所在：■、■、■^{m²}。第 2 種農地・都市計画区域内。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：『申請地は昭和 49 年 9 月に申請人の母親が亡くなってから耕作されていな</p>

事務局（川東 卓磨君）

い。昭和 57 年 4 月より隣地の [REDACTED] 等の駐車場として利用されている。』ということです。

申請地は昭和 57 年から駐車場として利用されており、砂利等が敷き込まれております。また敷地内には家も建っており、状態から 20 年以上は経過しているものと思われます。農地に復元するにも多大な費用と労力を要するため、非農地とみてやむを得ないと思います。 以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 16 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

13 番（上山 竜太君）

[REDACTED] の裏側です。事務局からの説明のとおり駐車場として近隣の方に利用されており、農地に復元するのも難しいと思いますので、非農地としてやむを得ないと考えます。 以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 16 番について皆さん方からご意見・ご質問等いかがでしょう。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 16 番は非農地と認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 16 番は非農地と認めることに決定いたします。

閉会（12時30分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定による署名

14 番

3 番

平成 30 年 6 月 25 日

屋久島町農業委員会会長 鎌田 秀久